

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙1報告書（原告代表者甲野太郎の言い分）、別紙2特許登録原簿謄本及び別紙3特許公報に基づいて、別紙4訴状の空欄1（請求の趣旨）、空欄2（均等侵害の要件）、空欄3（均等侵害のあてはめ）、空欄4（原告の損害）の部分を起案してください。ただし、注1～4に従ってください。

- 注1 空欄1（請求の趣旨）で損害賠償を求めるものとし、その請求金額は別紙1の報告書の記載に基づいて算出するものとし、遅延損害金については訴状送達の日翌日からの請求をしてください。
- 注2 本訴は平成20年10月19日に提起されたものとなっていますが、現在の法令に基づいて起案してください。また、判例は現在存在するすべての判例を前提に起案してください。
- 注3 弁護士・弁理士費用は損害賠償請求しないものとします。
- 注4 当事者の所在地を含め、この問題は架空の事案であって、実際の事件ではありません。

問2 小問

(1) 以下の各設問に対し、解答してください。

①以下の空欄 及び に適切な語句を解答してください。空欄の長さは語句の長さと同程度です。

「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間は、被害者又はその法定代理人が を知った時から3年間である。

一般債権の消滅時効期間は10年間であるが、その消滅時効は、 時から進行する。」

②以下の事例を前提に、以下の（ア）、（イ）の事実がそれぞれあった場合に、それぞれの間で解答してください。

<事例>

「株式会社X（特許権者）と株式会社Y（実施者）は、平成20年4月1日付で、期間を10年間とする特許ライセンス契約（「本契約」）を締結した。本契約には、

特許発明の実施に応じ、YがXに実施料を支払う旨を定める規定と、契約金としてYがXに対し平成20年9月30日までに金100万円を支払う旨の規定があった。YはXに対し、契約どおり実施料を支払ってきたが、契約金100万円の支払いをしなかった。」

(ア) XはYに対し、本契約の契約金100万円の支払いを請求する平成25年6月10日付請求書を送付し、同請求書は同年6月11日にYに配達された。Yが支払いをしないので、再度、XはYに対し、本契約に規定する契約金100万円の支払いを請求する平成25年11月11日付請求書を送付し、同請求書は同年11月12日にYに配達された。Yがなお支払いをしないので、平成26年1月8日、XはYを被告として、本契約の契約金100万円の支払いを求める訴えを提起した。これに対し、Yは、支払期限から5年を経過しており、商事債権に係る消滅時効期間である5年を経過しているため、消滅時効を援用する、と答弁した。これに対し、Xは、上記2度の請求をしており、時効は中断しているため、消滅時効の主張は認められない、と反論した。

問：Xの時効中断の反論が認められるか否かについて、結論とその理由（実定法上の根拠があればその条文も引用してください。）を解答してください。

(イ) 平成25年11月11日、XはYを被告として、本契約の契約金100万円の支払いを求める訴えを提起した。Xは、平成20年9月30日の支払期限を既に経過しているにもかかわらずYが支払わなかったことを主張した。これに対し、Yは、支払期限から5年を経過しており、商事債権に係る消滅時効期間である5年を経過しているため、消滅時効を援用する、と答弁した。これに対し、Xは、Yは、本契約の締結と同時に、「Yは本契約上のYのXに対する債務について時効の利益を放棄する」との念書をXに差し出したので消滅時効の主張は認められない、として反論した。Yは当該念書を差し出したことは認めたが、そのような内容の念書に効力はないとして争った。

問：Xの念書に基づく反論が認められるか否かについて、結論とその理由（実定法上の根拠があればその条文も引用してください。）を解答してください。

(2) 特許権者である原告Xは、被告製品を製造・販売した被告Yに対し、特許権侵害を理由に5,000万円の損害賠償請求訴訟を提起し、Yは、(a)被告製品は特許発明の技術的範囲に属しない、(b)特許は無効にされるべきと反論した。以上を前提に、以下の文章について、空欄に適切な語句を解答してください。ただし、括弧内の空欄は、根拠となる法律名と条文を解答してください。なお、空欄の長さは語句の長さと同程度です。

- ① 第一審裁判所は、4,000万円の損害賠償請求を認容する判決をし、同判決に仮執行宣言を付した。同判決の仮執行を未然に防止するために、被告は、をしたうえで、をすることができる()。
- ② 第一審裁判所は、2,000万円の損害賠償請求を認容する判決をした。これに対し、Yのみが控訴をし、Xは控訴、付帯控訴をしなかった。控訴審裁判所は、主張・証拠から少なくとも3,000万円の損害額を認定できると判断した。控訴審裁判所は、3,000万円の損害賠償請求を認容する判決をすることはできず()、の判決をすべきである()。

以上

(別紙 1)

報告書（原告代表者甲野太郎の言い分）

- 1 私は、株式会社甲野の代表取締役社長です。
当社は、いわゆるマンホールの蓋と受枠の製造販売を行っているメーカーです。
本日は、当社の特許権がライバル会社によって侵害されている件でご相談に伺いました。
- 2 当社は、マンホールに関する発明を行って平成14年2月14日に特許出願し、平成18年12月1日に特許登録されました（以下、「当社特許権」といい、当該発明を「当社発明」といいます。）。当社特許権の内容は、持参した特許公報と特許登録原簿謄本をご覧ください。当社は平成14年から当社特許権の実施品であるマンホール（以下、「当社マンホール」といいます。）を製造して販売しています。
マンホールは、蓋を閉める際、バールで蓋を引きずるようにして受枠内に収めたり、蓋を後方から斜め下方向に押し込んで受枠内に収めるのですが、従来のマンホールですと、蓋の前部が大きく受枠内に落ち込むことがあり、この状態で蓋をさらに押し込むと蓋の前部左右の側面が受枠の内周面、言い換えれば垂直壁に接触してはまり込み、それ以上蓋を押し込むことができなくなってしまいました。特許公報の【図4】を見ていただくと分かり易いのですが、【図4】(a) は蓋が受枠にはまり込んだ状態の断面を示したもので、【図4】(b) は【図4】(a) のA-A 線部、すなわち、蓋の外周側面と受枠の内周面上部との接触部の要部の断面を示しています。この状態では、蓋本体10の前部左右の側面が受枠20の垂直壁26の上端に接触して嵌り込んでいます。こうなってしまうと、それ以上は蓋を押し込むことができず、作業者は蓋の前部を持ち上げ直して蓋を閉めなければならないため、作業が煩わしくなりますし、作業時間も長くなってしまいました。これに対して、当社マンホールは、蓋を閉める際、バールで蓋を引きずるようにしたり、蓋を後方から受枠内に押し込むだけで蓋をスムーズに受枠内に収めることができます。
- 3 このように当社マンホールには、従来のマンホールに比べて作業が短時間で簡単に行えるという大変優れた利点があるため、販売を開始すると次第に業界内で評判となり始め、蓋と受枠の1セットで10万円というマンホールとしては高めの価格を設定したにもかかわらず、販売開始1年で5,000セットも販売することができました。当社マンホールは利益率も高く、今でも1セットあたり40

パーセントもあります。この業界では特許をライセンスしても実施料は通常販売価格の3パーセントにしかありませんので、当社としても、自社で独占実施することに大きな意味があるのです。当社は、販売開始後徐々に売上を伸ばし、その後も順調に売れ続けていたのですが、平成19年の冬頃から、急激に売り上げが落ちるようになりました。しかし、先ほど申し上げましたとおり、当社マンホールには従来のマンホールにはない優れた利点があるため、簡単に売り上げが落ちる製品ではありません。そこで、当社の従業員に調査を指示し、また、取引先に問い合わせをするなどしたところ、相手方である乙谷株式会社（〒171-0025 東京都豊島区北池袋〇丁目〇番〇号所在 代表取締役乙谷五郎）が当社発明と同じようなマンホールの蓋及び受枠を「M-100マンホール」という型番で平成19年11月から製造及び販売していることが判明しました。

当社では、早速相手方の「M-100マンホール」を入手し、当社発明との対比を行いました。その結果、相手方の「M-100マンホール」は当社特許権の侵害品であるとの結論を得ています。

そこで、当社は、相手方に対し、平成20年6月15日付け内容証明郵便にて警告書を発送しております。

- 4 当社の警告書に対し、相手方は、平成20年7月1日付けで回答書を返してきました。相手方の回答書には次の記載があります。「貴社」とあるのは当社のことであり、「弊社」とあるのは相手方のことです。

「貴社の有する特許発明の特許請求の範囲には『受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、』との記載があります。しかしながら、貴社が特許権侵害品と主張される弊社のマンホールの受枠の段部22は2つのまっすぐな面で形成されており、曲面に該当するとは認められません。したがって、上記弊社のマンホールは、少なくとも貴社特許発明にいう『受枠凹曲面部』という構成を有しておりません。」

しかしながら、相手方の「M-100マンホール」の受枠は、塗装の関係で段部が滑らかな凹曲面となっているように見えます。ですから、苦しいかもしれませんが、相手方の「M-100マンホール」は当社発明の構成要件のすべてを充たしているという当社の主張にも理由があると思います。

また、仮に相手方の言い分が正しいとしても、当社発明では、蓋本体と受枠の凸曲面部同士が接触してガイドされるのですから、パールで蓋本体を引きずるようにしたり、蓋本体を後方から押し込むだけで蓋本体を受枠内にスムーズに収めることができるという作用効果に凹曲面部は関係ありません。また、当社発明で

は、蓋本体に形成した蓋上傾斜面部が受枠の受枠上傾斜面部に食い込むことで、蓋本体が受枠に確実に嵌合支持されて蓋本体のガタツキを防止するのですから、蓋凸曲面部と接触しない構成であれば段部が凹曲面部である必要はありません。このことは、相手方の「M-100マンホール」において当社発明の作用効果が実現できていることから明らかです。相手方は、蓋凸面部と受枠凹面部が接触しないように構成すれば当社発明の作用効果が実現できることを十分理解して、構成要件中の「受枠凹曲面部」を曲面とならないようにことさらにまっすぐな面を組み合わせた段部を構成して、当社の特許侵害を回避しようと対策を講じたに違いありません。

- 5 当社において、取引先のご協力などを得て調べたところ、相手方は、現在までに「M-100マンホール」を1セットあたり代金5万円で、平成20年9月末までに少なくとも8,000セットを販売しています。また、「M-100マンホール」の相手方の利益率については、正確なことは分かりませんが、当社よりも著しく小さい利益率であることは確かです。

相手方は、わずか11か月足らずで「M-100マンホール」を8,000セットも製造して販売したことになりますが、当社でもマンホールの鑄造機を5台保有しており、1日8時間で月25日稼働する場合には、1か月で1,300セットの当社マンホールを製造することが可能です。また、当社では、マンホールの販売にあたり、いつでも増産に対応可能な受発注システムを導入済みですし、急な注文の増加をあらかじめ見込んだ流通手段も確保しているため、従業員を増員することなく販売数を増やすことができます。

- 6 相手方には、1日も早く「M-100マンホール」の製造・販売を止めてもらいたいですし、当社が被った損害についてできるだけ多く賠償してもらいたいです。

以上

(別紙 2)
甲第1号証

特

特許第3000〇〇〇号

表 示 部				
登 録 事 項				
表示番号 (付記)				
1番	出願年月日	平成14年 2月14日	出願番号	2002-000000
	査定年月日	平成18年10月28日	請求項の数	1
	発明の名称	地下構造物用丸型蓋		
	登録年月日			
特 許 料 記 録 部				
特許料				
1年分	金額 2500円	納付日 平成18年11月18日	2年分	金額 2500円 納付日 平成18年11月18日
3年分	金額 2500円	納付日 平成18年11月18日		
甲 区				
登 録 事 項				
順位番号 (付記)	埼玉県さいたま市東区玉川〇丁目〇番〇号 株式会社甲野			
1番	登録年月日 平成18年12月 1日			
(以下余白)				

平成20年10月 6日

- 1 -

(認証文言は省略)

(19) 日本国特許庁 (J P) (12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第 3000〇〇〇号

(P3000---)

(45) 発行日 平成 19 年 2 月 28 日 (2007. 2. 28)

(24) 登録日 平成 18 年 12 月 1 日 (2006. 12. 1)

(51) Int.Cl. F1
 E02D 29/14 (2006.01) E02D 29/14 D

請求項の数 1 (全 6 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2002-000000(P2002-000000) (22) 出願日 平成 14 年 2 月 14 日(2002.2.14) (65) 公開番号 特開 2003-000000(P2003.000000A) (43) 公開日 平成 15 年 8 月 27 日(2003.8.27) 審査請求日 平成 17 年〇月〇日(2005.〇.〇)</p>	<p>(73)特許権者 000000000 株式会社甲野 埼玉県さいたま市東区玉川〇丁目〇 番〇号 (74)代理人 000000000 弁理士 甲山 花子 (72)発明者 甲野 太郎 埼玉県さいたま市東区玉川〇丁目〇 番〇号株式会社甲野内 審査官 特許 三郎 (56)参考文献 登録実用新案第 3000000</p>
--	--

(54) 【発明の名称】 地下構造物用丸型蓋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋において、

受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、

蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し、

また、前記受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、前記蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、

蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、前記受枠上傾斜面部と前記蓋上傾斜面部は嵌合し、前記蓋凸曲面部と前記受枠凹曲面部および前記蓋凹曲面部と前記受枠凸曲面部は接触しないようにしたことを特徴とする地下構造物用丸型蓋。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋に関する。

【0002】

なお、本願明細書でいう「地下構造物用丸型蓋」とは、下水道における地下埋設物、地下構造施設等と地上とを通じる開口部を閉塞するマンホール蓋等のうち丸型のものを総称する。

【0003】

【従来の技術】

従来、地下構造物用丸型蓋としては、蓋本体の外周側面および受枠の内周面上部を上方に向けて拡径する勾配面（傾斜面）として、蓋本体を受枠に食い込ませるようにした勾配受構造のものや、蓋本体の外周側面および受枠の内周面上部を垂直面とし、受枠内周面に突出させた棚部の上面に蓋本体の底面を当接させて支持する平受構造のものが知られている。

【0004】

これらの地下構造物用丸型蓋のうち、実公昭〇〇-〇〇〇〇〇号公報に記載されているように蓋本体と受枠とが蝶番金物で連結されたものにあつては、開蓋する際、蝶番金物と対向する蓋本体の側縁をバールでわずかに持ち上げて水平旋回または手に持ち替えて垂直転回させている。また、閉蓋する際は開蓋と逆の要領で行っており、例えば、蝶番金物で受枠に連結された蓋本体を水平旋回させて閉蓋する場合、バールで蓋本体を浮かせながら蝶番金物を中心として水平旋回させ、受枠にほぼ重ねた状態で置いた後に、最終的にはそのままバールで蓋本体を引きずるようにして受枠内に収めたり、足によって蓋本体を後方から斜め下方向に押し込み受枠内に収めるようにしている。

【0005】

一方、蓋本体と受枠とが蝶番金物やくさり等の連結体で連結されていないものについては、蓋本体の側縁を受枠からわずかに持ち上げてそのまま半径方向に引き出して開蓋し、閉蓋の場合には蓋本体を後方から斜め下方向に押し込んで受枠内に収めるようにしている。

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、蓋本体を閉蓋する際、上述したように、バールで蓋本体を引きずるようにして受枠内に収めたり、蓋本体を後方から斜め下方向に押し込んで受枠内に収めると、蓋本体の前部が大きく受枠内に落ち込むことがあり、この状態で蓋本体をさらに押し込むと蓋本体の前部左右の側面が受枠の内周面（垂直壁）に接触して嵌り込んでしまい、それ以上蓋本体を押し込むことができなくなる。この状態を図4に例示しており、同図（a）はその断面を示し、同図（b）は蓋本体の外周側面と受枠の内周面上部との接触部（同図（a）のA-A線部）の要部の断面を示している。図示の状態では、蓋本体10の前部左右の側面が受枠20の垂直壁26の上端に接触して嵌り込んでいる。このような状態になると、それ以上は蓋本体10を押し込むことができず、作業者は蓋本体10の前部を持ち上げなおして閉蓋しなければならないことから閉蓋作業が煩わしくなり、作業

時間も長くなるという課題があった。

【0007】

そこで、本発明が解決しようとする課題は、閉蓋の際、パールで蓋本体を引きずるようにしたり、蓋本体を後方から受枠内に押し込むだけで蓋本体をスムーズに受枠内に収めることができる地下構造物用丸型蓋を提供することにある。

【0008】

【課題を解決するための手段】

この課題を解決するために、本発明の地下構造物用丸型蓋は、丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋において、受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し、また、前記受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、前記蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、前記受枠上傾斜面部と前記蓋上傾斜面部は嵌合し、前記蓋凸曲面部と前記受枠凹曲面部および前記蓋凹曲面部と前記受枠凸曲面部は接触しないようにしたことを特徴とする。

【0009】

このような構成にすることで、閉蓋時に蓋本体の後方から蓋本体を押し込んで受枠内に収める際、蓋本体の蓋凸曲面部の下側が受枠の受枠凸曲面部の上側に接触し、さらに蓋本体を後方から押すと蓋本体の蓋凸曲面部と受枠の受枠凸曲面部との接触部が徐々に蓋本体の前部に移動しながら蓋凸曲面部が受枠凸曲面部によってガイドされる。そのため、蓋本体を後方から押し込むだけで、蓋本体を受枠にスムーズに収めることができる。さらに、閉蓋状態では、蓋凸曲面部と受枠凹曲面部および蓋凹曲面部と受枠凸曲面部は接触せずに、蓋本体に形成した蓋上傾斜面部が受枠の受枠上傾斜面部に食い込むので、蓋本体が受枠に確実に嵌合支持され蓋本体のガタツキを防止することができる。

【0010】

【発明の実施の形態】

以下、図面に示す実施例に基づき本発明の実施の形態の1つを説明する。

【0011】

図1は、本発明の地下構造物用丸型蓋の分解斜視図である。本発明の地下構造物用丸型蓋は、丸型の蓋本体10とこの蓋本体10を内周面上部で支持する受枠20とから構成され、蓋本体10は図示しない蝶番金物によって受枠20に対して開閉可能に連結されている。この地下構造物用丸型蓋は、例えばマンホールの上側塊の上端部に取り付けられ、その上端面が地表面と面一となるように設置される。

【0012】

図2は、蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態における要部の縦断面図である。同図に示す

ように、受枠20の内周面上部には、受枠20の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部21を形成するとともに、この受枠凸曲面部21の上方には、凹状の受枠凹曲面部22を連続して形成している。さらに、受枠凹曲面部22の上方には、受枠20の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部23を形成し、受枠凸曲面部21の下方には、受枠20の下方に向けて縮径する受枠下傾斜面部24を形成している。

【0013】

蓋本体10には、その外周側面に受枠凸曲面部21に倣った凹状の蓋凹曲面部11を形成するとともに、この蓋凹曲面部11の上方に受枠凹曲面部22に倣った凸状の蓋凸曲面部12を連続して形成している。さらに、蓋凸曲面部12の上方には、蓋本体10の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部13を形成し、蓋凹曲面部11の下方には、蓋本体10の下方に向けて縮径する蓋下傾斜面部14を形成している。蓋上傾斜面部13と蓋下傾斜面部14の傾斜角度（勾配角度）は、それぞれ受枠上傾斜面部23と受枠下傾斜面部24の傾斜角度（勾配角度）と同一角度としている。また、受枠上傾斜面部23を蓋上傾斜面部13よりも長く形成しておくことで、閉蓋状態では、受枠上傾斜面部23と蓋上傾斜面部13および受枠下傾斜面部24と蓋下傾斜面部14はそれぞれ嵌合し、蓋凸曲面部12と受枠凹曲面部22および蓋凹曲面部11と受枠凸曲面部21は接触しないようにしている。このように、閉蓋状態では、蓋凸曲面部12と受枠凹曲面部22および蓋凹曲面部11と受枠凸曲面部21は接触せずに、蓋本体10の外周側面の上下2箇所（蓋上傾斜面部13と蓋下傾斜面部14）が受枠20に嵌合支持されるので、蓋本体10のガタツキを防止できるとともに、土砂、雨水等の地下構造物内部への浸入を防止できる。

【0014】

次に、本発明の地下構造物用丸型蓋の閉蓋操作について図3を参照して説明する。同図(a)は、開蓋後、閉蓋のために蓋本体を水平旋回させこれを受枠にほぼ重ねた状態の断面を示し、同図(b)はこの状態における蓋本体の外周側面と受枠の内周面上部との接触部（同図(a)のA-A線部）の要部の断面を示している。図3(b)に示すように、閉蓋のために蓋本体10を受枠20にほぼ重ねた状態では、蓋凸曲面部12の下側が受枠凸曲面部21の上側に接触し、蓋本体10が受枠20の中に大きく落ち込むことが防止されている。この状態で、足によって蓋本体10の後部（図3(a)において左端部）を押し、蓋本体10を斜め下方向に押し込むと、蓋凸曲面部12の受枠凸曲面部21との接触部が徐々に蓋本体10の前方（図3(a)において右側）に移動しながら蓋凸曲面部12が受枠凸曲面部21によってガイドされる。これに伴い、蓋本体10の前部（図3(a)において右端部）はせり上がるように上昇し、最終的には蓋本体10が受枠20内に完全に収まるようになる。このように本発明の地下構造物用丸型蓋では、閉蓋の際に、蓋本体10は、その蓋凸曲面部12が受枠凸曲面部21によってガイドされながら移動するので、蓋本体10を押し込むだけで蓋本体10を受枠20にスムーズに収めることができる。

【0015】

【発明の効果】

本発明では、受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成

(5)

するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、蓋本体には、その外周側面下部に凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に凸状の蓋凸曲面部を連続して形成したので、閉蓋の際、蓋凸曲面部が受枠凸曲面部によってガイドされながら移動し、バールで蓋本体を引きずるようにしたり、蓋本体を後方から押し込むだけで蓋本体を受枠内にスムーズに収めることができる。さらに、受枠の内周面上部に受枠上傾斜面部と受枠下傾斜面部を形成し、蓋本体の外周側面に蓋上傾斜面部と蓋下傾斜面部を形成し、閉蓋状態において、受枠上傾斜面部と蓋上傾斜面部および受枠下傾斜面部と蓋下傾斜面部は嵌合し、蓋凸曲面部と受枠凹曲面部および蓋凹曲面部と受枠凸曲面部は接触しないようにしたので、蓋本体のガタツキを防止できるとともに、土砂、雨水等の地下構造物内部への浸入を防止できる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の地下構造物用丸型蓋の分解斜視図である。

【図2】蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態における要部の縦断面図である。

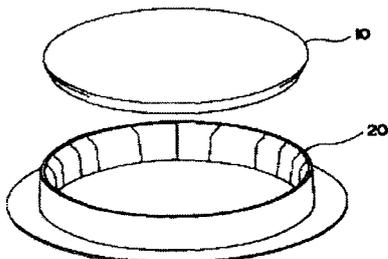
【図3】本発明の地下構造物用丸型蓋における閉蓋操作の説明図である。

【図4】従来の地下構造物用丸型蓋における閉蓋操作の説明図である。

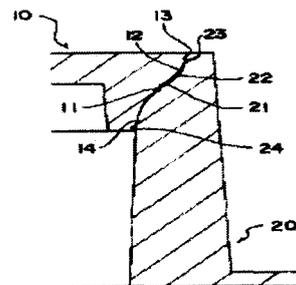
【符号の説明】

- 10 蓋本体
- 11 蓋凹曲面部
- 12 蓋凸曲面部
- 13 蓋上傾斜面部
- 14 蓋下傾斜面部
- 20 受枠
- 21 受枠凸曲面部
- 22 受枠凹曲面部
- 23 受枠上傾斜面部
- 24 受枠下傾斜面部
- 25 棚部
- 26 垂直壁

【図1】

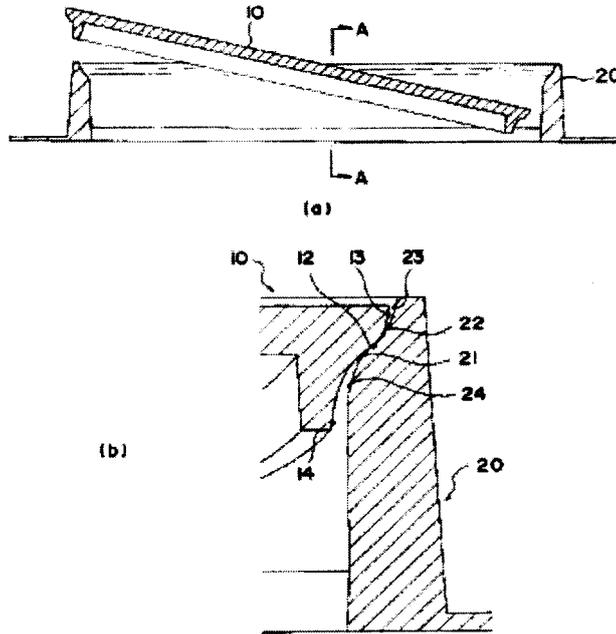


【図2】

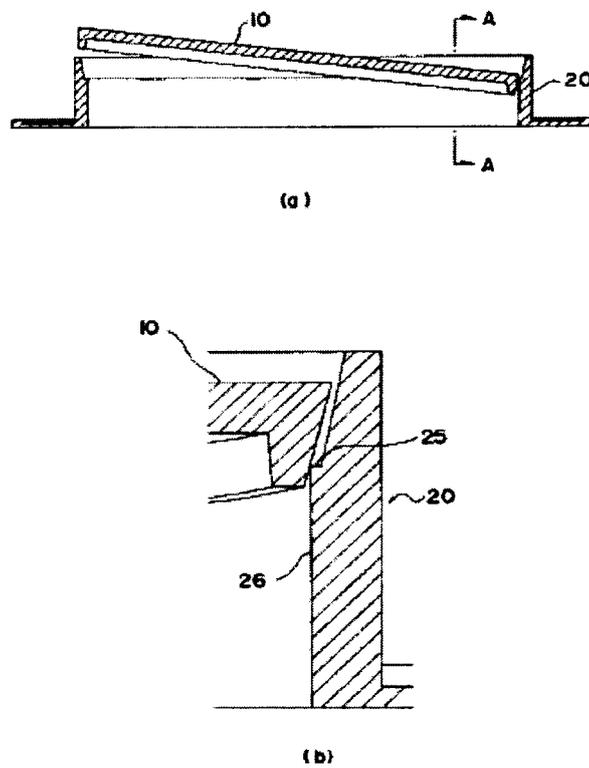


(6)

【図3】



【図4】



(別紙4)

(印紙)

訴 状

平成20年10月19日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 甲 村 次 郎 ㊞

弁 理 士 甲 山 花 子 ㊞

〒331-0893 埼玉県さいたま市東区玉川〇丁目〇番〇号

原 告 株 式 会 社 甲 野
上記代表者代表取締役 甲 野 太 郎

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

甲村法律事務所 (送達場所)

電 話 03-3581-〇〇〇〇

ファクシミリ 03-3581-〇〇〇〇

上記原告訴訟代理人

弁 護 士 甲 村 次 郎

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番1号

甲山特許事務所

電 話 03-3581-0000

ファクシミリ 03-3581-0000

上記原告訴訟代理人

弁 理 士 甲 山 花 子

〒171-0025 東京都豊島区北池袋〇丁目〇番〇号

被 告 乙 谷 株 式 会 社

上記代表者代表取締役 乙 谷 五 郎

特許権侵害差止等請求事件

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、販売してはならない。
- 2 被告は、その占有する前項の製品を廃棄せよ。

[空欄1]

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、マンホールの蓋と受枠の製造販売を目的とする株式会社である。
- (2) 被告は、マンホールの製造・販売のほか、鑄造、鉄工業などを目的とする株式会社である。

2 原告の特許権

- (1) 原告は、次の特許権（以下、「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」といい、その請求項1に係る発明を「本件発明」という。また、本件特許に係る特許公報に掲載された明細書を「本件明細書」という。）を有している。

特許番号 第3000〇〇〇号

出願日 平成14年2月14日（特願2002-000000）

公開日 平成15年8月27日（特開2003-000000）

登録日 平成18年12月1日

発明の名称 地下構造物用丸型蓋

特許請求の範囲

【請求項1】丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋において、受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し、また、前記受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、前記蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、前記受枠上傾斜面部と前記蓋上傾斜面部は嵌合し、前記蓋凸曲面部と前記受枠凹曲面部および前記蓋凹曲面部と前記受枠凸曲面部は接触しないようにしたことを特徴とする地下構造物用丸型蓋。

- (2) 構成要件の分説

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである。

- A 丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋において、
- B 受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、
- C 蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し、
- D また、前記受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、
- E 前記蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、
- F 蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、前記受枠上傾斜面部と前記蓋上傾斜面部は嵌合し、
- G 前記蓋凸曲面部と前記受枠凹曲面部および前記蓋凹曲面部と前記受枠凸曲面部は接触しないようにしたことを特徴とする
- H 地下構造物用丸型蓋。

(3) 本件発明の作用効果

本件明細書には、本件発明の効果として、①バールで蓋本体を引きずるようにはしたり、蓋本体を後方から押し込むだけで蓋本体を受枠内にスムーズに収めることができること（以下、「本件作用効果①」という。）、②蓋本体のガタツキを防止できるとともに、土砂、雨水等の地下構造物内部への浸入を防止できること（以下、「本件作用効果②」という。）が記載されている。

3 被告の行為

被告は、遅くとも平成19年11月から現在に至るまで、別紙被告製品目録記載の製品（以下、「被告製品」という。）を製造し、販売している。

4 文言侵害（主位的主張）

(1) 被告製品の構成

被告製品の説明及び構成は別紙被告製品説明書記載のとおりであって、次の構成からなる。

- a 丸型の蓋本体 10 と、当該蓋本体 10 を内周面上部で支持する受枠 20 とからなる地下構造物用丸型鉄蓋及び受枠である。
- b 受枠 20 の内周面上部には、受枠 20 の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部 21 を形成するとともに、当該受枠凸曲面部 21 の上方に凹状の段部（受枠凹曲面部） 22 が連続して形成されている。
- c 蓋本体 10 の外周側面には、受枠凸曲面部 21 に倣った凹状の蓋凹曲面部 11 を形成するとともに、当該蓋凹曲面部 11 の上方に段部（受枠凹曲面部） 22 に倣った凸状の蓋凸曲面部 12 が連続して形成されている。
- d 段部（受枠凹曲面部） 22 の上方には、受枠 20 の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部 23 が連続して形成されている。
- e 蓋凸曲面部 12 の上方には、蓋本体 10 の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部 13 が連続して形成されている。
- f 蓋本体 10 を受枠 20 で支持した閉蓋状態において、受枠上傾斜面部 23 と蓋上傾斜面部 13 が嵌合している。
- g 蓋凸曲面部 12 と段部（受枠凹曲面部） 22 及び蓋凹曲面部 11 と受枠凸曲面部 21 は接触しないように構成されている。
- h 地下構造物用丸型鉄蓋及び受枠。

(2) 本件発明の構成要件と被告製品の構成との対比

本件発明の構成要件と被告製品の構成とを対比すると以下のとおりである。

(省 略)

(3) 小括

以上のとおり、被告製品は、本件発明のすべての構成要件を充足するから、本件発明の技術的範囲に属する。

5 均等侵害（予備的主張）

仮に、被告製品の段部 2 2 が本件発明の受枠凹曲面部に該当しないとしても、以下のとおり、被告製品は、本件発明と均等である。

(1) 均等侵害の要件

判例において、平成 10 年の最高裁判所判決以降、均等侵害が認められるための要件は以下のとおりとされている。

[空欄 2]

(2) 均等侵害のあてはめ

上記(1)で述べた均等侵害が認められるための要件のうち、原告が主張・立証責任を負っている要件について、以下にあてはめを行う。

[空欄 3]

(3) 小括

したがって、被告製品は、本件発明と均等であり、本件発明の技術的範囲に属する。

6 原告の損害

[空欄 4]

7 結論

よって、原告は、請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

証 拠 方 法
(省 略)

附 属 書 類
(省 略)

以上

被 告 製 品 目 録

型番をM-100マンホールとする円形マンホール鉄蓋及び受枠

被 告 製 品 説 明 書

ア 製品の説明 円形マンホール鉄蓋及び受枠

イ 構成

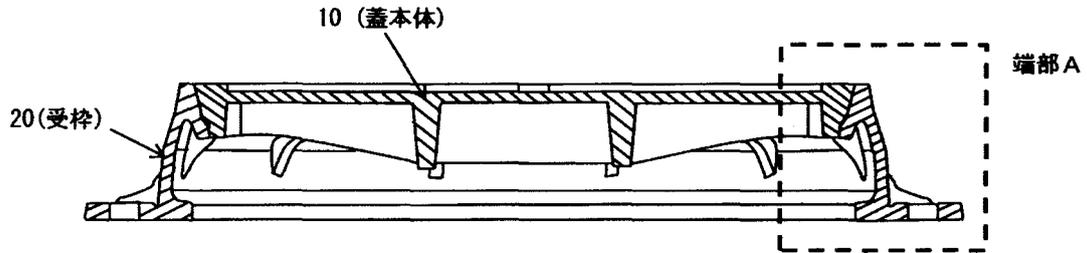
- a 丸型の蓋本体 10 と、当該蓋本体 10 を内周面上部で支持する受枠 20 とからなる地下構造物用丸型鉄蓋及び受枠である。
- b 受枠 20 の内周面上部には、受枠 20 の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部 21 を形成するとともに、当該受枠凸曲面部 21 の上方に凹状の段部（受枠凹曲面部） 22 が連続して形成されている。
- c 蓋本体 10 の外周側面には、受枠凸曲面部 21 に倣った凹状の蓋凹曲面部 11 を形成するとともに、当該蓋凹曲面部 11 の上方に段部（受枠凹曲面部） 22 に倣った凸状の蓋凸曲面部 12 が連続して形成されている。
- d 段部（受枠凹曲面部） 22 の上方には、受枠 20 の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部 23 が連続して形成されている。
- e 蓋凸曲面部 12 の上方には、蓋本体 10 の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部 13 が連続して形成されている。
- f 蓋本体 10 を受枠 20 で支持した閉蓋状態において、受枠上傾斜面部 23 と蓋上傾斜面部 13 が嵌合している。
- g 蓋凸曲面部 12 と段部（受枠凹曲面部） 22 及び蓋凹曲面部 11 と受枠凸曲面部 21 は接触しないように構成されている。
- h 地下構造物用丸型鉄蓋及び受枠。

ウ 符号の説明

- 10 蓋本体 11 蓋凹曲面部 12 蓋凸曲面部 13 蓋上傾斜面部
14 蓋下傾斜面部 20 受枠 21 受枠凸曲面部 22 段部(受枠凹曲面部)
23 受枠上傾斜面部 24 受枠下傾斜面部

エ 図面

(1) 閉蓋状態の断面図



(2) 閉蓋状態の断面図の端部 A の拡大図

